

令和4年度 兵庫県会計年度任用職員 (兵庫県立神戸高等技術専門学院) 採用選考案内

受付期間 令和4年9月16日(金)～令和4年9月30日(金) [必着]
試験日 令和4年10月上旬 別途ご連絡します。
任用期間 令和4年10月17日(月)～令和5年3月31日(金)
勤務場所 兵庫県立神戸高等技術専門学院

1 募集職種、採用予定人員等

募集NO	職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
1	特別訓練 事務員	1人	・職業訓練生の募集や広報、 就職に関する事務 ・ハローワークシステムへ のデータ入力 ・訓練に係る書類の作成、編 綴、整理 ・日常的な文書收受・発送準 備 ・その他、所属長が必要と認 る事務	「2受験資 格」と同じ	週29時間(原則 7時間15分×週 4日)	

2 受験資格

- 令和4年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- 任用の日に上記勤務場所での勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- Word、Excel、Outlook等のパソコン操作ができる方
- その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時
令和4年10月上旬
※試験日時は申込み後、別途ご連絡します。
- 場所
兵庫県立神戸高等技術専門学院
〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番 TEL:078-794-6630

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

郵送の場合は、封筒表面に「会計年度任用職員 採用選考書類在中」と朱書きしてください。

兵庫県立神戸高等技術専門学院 総務課

[TEL:078-794-6630]

5 合格発表

10月上旬頃にご連絡します。

6 採用予定時期

(1) 採用は原則として令和4年10月17日(月)です。

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

令和4年10月17日～令和5年3月31日(採用された年度の末日)までです。

8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 126,700 円～151,800 円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

(4) 勤務時間

週 29 時間(原則 7 時間 15 分×週 4 日)

(5) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(7) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。
- (3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。